

「改訂4版 賃貸不動産管理の知識と実務」正誤表

下記に内容に誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

頁数	内容	修正後	修正前																																																															
13	目次	●VII原状回復・・・642 I 新民法における原状回復の条文化…642	●VII原状回復・・・643 I 新民法における原状回復の条文化…643																																																															
67	序編第3章「I 改正民法」 29行目	時効の完成を阻止する事由	時効中断事由（新民法では、中断は更新に変更）																																																															
72	序編第3章「II 住宅宿泊事業法」 33行目から34行目（下から2行目、1行目）	住宅宿泊管理業者に委託しても、住宅宿泊事業者自らの義務を	住宅宿泊業者に委託しても、住宅宿泊管理者自らの義務を																																																															
74	序編第3章「II 住宅宿泊事業法」「6」の1行目（13行目）	旅行業法	旅館業法																																																															
110	第1編第2章「III登録更新手続」(※9)の二、三	13条四号	12条四号																																																															
186	第2編第2章「関連事項 民法（債権関係）の改正」 9行目	時効の完成を阻止する事由	時効中断事由（新民法では、中断は「完成猶予」に変更）																																																															
230	第2編第3章「I 住宅セーフティネット・・・」 本文の1行目（上から8行目）	2017（平成29）年	2019（平成29）年																																																															
230	第2編第3章「I 住宅セーフティネット・・・」 31行目（下から4行目）	住宅確保要配慮者	住宅確保用配慮者																																																															
231	第2編第3章「I 住宅セーフティネット・・・」 1行目	住宅確保要配慮者	住宅確保用配慮者																																																															
420	第5編第1章「(3)保証する債務の範囲」 26行目	ものではない（保証債務の附従性。民法第448条）。	ものではない（保証債務の附従性。民法第448条）。																																																															
487	第5編第5章「III 定期建物賃貸借契約」3の表中「定期建物賃貸借」 の「5. 借主の中途解約」の欄 下から5行目（2の部分）	●以外の場合は事項について中途解約に関する特約があればその定めに従う。	●以外の場合は事項について解約途中に関する特約があればその定めに従う。																																																															
642	第6編第2章「VII原状回復」の最後の行に、右の修正後の2行を追加する。	(2) ガイドラインの策定・改訂の経緯 ガイドラインが国土交通省から最初に公表されたのは、1998（平成																																																																
691	第7編第1章「I 総論」 6行目の表の「市街化区域」の欄	市街化を進める区域	市街地を進める区域																																																															
721	第7編第2章「(2) 定期報告」「資格名称と調査・検査の対象」表	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">資格名称と調査・検査の対象</th> </tr> <tr> <th>調査・検査対象</th> <th>特定建築物</th> <th>防火設備</th> <th>建築設備</th> <th>昇降機 遊戯施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級建築士</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>特定建築物調査員</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>防火設備検査員</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>建築設備検査員</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>昇降機検査員</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	資格名称と調査・検査の対象					調査・検査対象	特定建築物	防火設備	建築設備	昇降機 遊戯施設	1・2級建築士	○	○	○	○	特定建築物調査員	○	×	×	×	防火設備検査員	×	○	×	×	建築設備検査員	×	×	○	×	昇降機検査員	×	×	×	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">資格名称と調査・検査の対象</th> </tr> <tr> <th>調査・検査対象</th> <th>特殊建築物等</th> <th>特殊建築物の昇降機以外の建築設備</th> <th>昇降機 遊戯施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級建築士</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>建築基準適合判定資格者</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>特殊建築物等調査資格者</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>建築設備検査資格者</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>昇降機検査資格者</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	資格名称と調査・検査の対象				調査・検査対象	特殊建築物等	特殊建築物の昇降機以外の建築設備	昇降機 遊戯施設	1・2級建築士	○	○	○	建築基準適合判定資格者	○	○	○	特殊建築物等調査資格者	○	×	×	建築設備検査資格者	×	○	×	昇降機検査資格者	×	×	○
資格名称と調査・検査の対象																																																																		
調査・検査対象	特定建築物	防火設備	建築設備	昇降機 遊戯施設																																																														
1・2級建築士	○	○	○	○																																																														
特定建築物調査員	○	×	×	×																																																														
防火設備検査員	×	○	×	×																																																														
建築設備検査員	×	×	○	×																																																														
昇降機検査員	×	×	×	○																																																														
資格名称と調査・検査の対象																																																																		
調査・検査対象	特殊建築物等	特殊建築物の昇降機以外の建築設備	昇降機 遊戯施設																																																															
1・2級建築士	○	○	○																																																															
建築基準適合判定資格者	○	○	○																																																															
特殊建築物等調査資格者	○	×	×																																																															
建築設備検査資格者	×	○	×																																																															
昇降機検査資格者	×	×	○																																																															
808	第7編第3章「V電気設備」 10行目、20行目	選任が必要	専任が必要																																																															
816	第7編第3章「VI電気設備」 19行目	雷保護用等重位ボンディング	雷保護用等位ボンディング																																																															
870	第8編第1章「III支援業務の準備と実施」 10行目の文章（右の修正前の文章）を削除する。		次のようなケースの場合には、とくに企画提案書が必要とされる。																																																															

頁数	内容	修正後	修正前
870	第8編第1章「Ⅲ支援業務の準備と実施」 29行目	基準地の価格	基準値の価格
884	第8編第1章「Ⅲ支援業務の準備と実施」 9行目	5●建蔽率・容積率等	5●建蔽率・容積率
962	第8編第3章「Ⅶ遺言」 11行目,12行目	③公証人の配偶者、公証人の四親等内の親族、公証人の書記および使用人は、	③推定相続人および受遺者ならびにこれらの配偶者及び直系血族は、
970	第8編第3章「Ⅸ相続」 6行目	①については2020年4月1日、②、③、④については2019年7月1日、⑤について、自筆証書遺言の方式緩和は2019年1月13日、法務局による自筆証書遺言の保管制度は2020年7月10日	①については2020年4月、②ないし⑤については2019年4月。